

科学技術教育を改革する目標は、単に職能教育を増加することにあるのではなく、わが国の科学技術の水準を全体的に高めるために教育の方向を科学技術教育重点主義に向かわせるところにある。これには義務教育である小、中学校の教育課程から始まる学校体系を科学技術教育を重視する仕組に再編成し、教育の全般を通じてその不足が充たされなければならない。

その内容としては小、中学校において理数科教育の強化と興味の喚起、中学校において実験的技術教育の増加、工業高校の質と量の充実と強化、普通高校において科学教育の増加、短期大学、大学を通じて文科系への偏りから理科系の増強への改変、大学院専門教育の拡大充実などを科学技術教育の一貫した教育計画のもとに行う。さらに何よりも先に科学技術教育を担当する教員の養成と再教育が実施されなければならない。

(2) 技術工の養成教育を積極的に行うこと。

義務教育を終えた一般工員は将来熟練工となり、中堅技術者となつて、企業内の技術向上と直結して生産の第一線を形成するのであるから、その養成教育が学校教育の水準向上と並行して実施されなければならない。またこの養成教育は生産教育として学校と企業との協力を俟って十分の効果を挙げうる。全般的な効果を期待するのには、全企業に教育の義務づけをすることが望ましいが、一律に規定するのは企業の大小により、業種の差異により直ちに実行することが困難であるから、先づ府県において企業と学校との協力体制の確立が図られなければならない。また技術工の教育推進のために資格検定制度は考慮されてよい。

(3) 企業と学校との協力関係を緊密にすること。

学校内の科学技術と企業の生産技術とが遊離しないように、両者の間には常に緊密な接触と交流が行われていなければならないが、特に技術者の学校での再教育、学校教員の生産技術の学習が円滑に常

時的に行われなければならない。また前項の技術工養成における協力は勿論のこと、大学、大学院への進学、定時制大学での教育などについても協力が行われなければならない。

早急な方策として、特別講座を設けて技術者の再教育、また事務系職員に対する科学教育を行うことも必要である。

三、実現への措置

(1) 科学技術教育改革の方向を定め、その実現を図る政策を確立し、かつ積極的に推進するために、中央並に地方に、関係官庁、学校、産業、経済団体、労働団体などによって技術教育審議会を設ける必要がある。

(2) 要望の諸点の実現を期するのには、当然、施設と教員の整備について多額の経費を覚悟しなければならない。それは政府公共団体の財政措置を要請するが、同時に、早急な実現を期するのには企業にも積極的な協力方法がとられなければならない。

関西経済振興方策の要望

(三二)・六・六

第15回関西経済同友会大会決議 於神戸

日本経済の合理的な発展のためには地域経済の機能を十分に發揮せしめることが重要であり、財政、経済政策は地域経済の育成を配慮する必要がある。関西経済圏については、その貿易との関連の深さを重視し、輸出振興に寄与する関西経済振興方策の樹立を望むものである。

一、地域経済振興のために立地条件その他生産環境の整備を行い、施設

の充実により経済活動の促進をはかるべきであり、次の諸条件の実現を要望する。

- (1) 道路網の整備—日本縦貫高速自動車道建設に速度を合せ、一級国道の建設と管理を促進して輸送幹線の強化をはかり、工業地帯、港湾、幹線道路間の連絡道路の整備を急ぐこと。
- (2) 鉄道の増強—大阪港と吹田操車場との連絡、神戸海岸線の新設など沿岸工業、港湾と幹線との連絡を実現し、また本土—淡路島—四国の連絡を強化すること。
- (3) 港湾の整備—神戸港、大阪港については、一都市、一府県の港と考えず、阪神を一体とする阪神港として国際的貿易港施設の充実を行い、神戸港と大阪港とを補完の關係に置き、その合理的運営を行うために、関係府県とは切離した独立組織として、関係府県都市から選出された委員による委員会組織を作り、その管理に当らせること、裏日本貿易港を整備すること。
- (4) 阪神空港の建設—伊丹の国際空港化を促進し、貿易中心地域として不可欠の設備を確保すること。
- (5) 瀬戸内海沿岸設備—瀬戸内海臨海工業地帯が重化学工業地帯として発展せしめるため、接岸、港湾設備、工業用水、工場用地等の条件整備を行うこと。
- (6) 工業用水の確保、工業用水計画が地域経済の総合的發展のために重要な点の認識を深め、地域内の工業用水問題は府県行政的見地を離れ、広域経済圏の観点に立つて決定すること。琵琶湖の利用をはかること。
- (7) 動力資源の確保—地域経済の發展に応じ得る動力の量的確保と低コスト化のために、原子力発電所の開発建設、原油輸入基地の接岸設備の強化、地域内の電力連繋の緊密化（北陸、関西、四国、中国電力間）を促進すること。
- (8) 地域内には瀬戸内海地帯、吉野熊野川、高梁川、播州地帯、九頭

竜川、尼崎工業地帯、阪神工業地帯などの開発、建設計画が進められているが、これ等計画が府県行政制度に制約されることなく最大の経済効率をあげるよう推進すること。

- (9) 資本の地方還元を強制することは困難であるが、地方産業の育成強化のため、財政資金の地方撒布の増加、地方産業開発を目的とする特殊金融機関（例えば地方不動産銀行）の創設をはかること。
- (10) 観光事業の輸出効果を考慮し、地域内観光地の連繋と観光事業内容の充実をはかること。

二、輸出振興に関連する次の施設の実現を期したい。

- (1) アジア地域との緊急な結合、技術援助、文化交流を促進するため教育施設の充実をはかること。特に国際工業大学の建設、各大学の受入の充実に努めること。
- (2) 海外貿易振興会（ゼトロ）の機能の強化、海外貿易官（商務官）の配置と共に、輸出振興中心機関の設置を考慮すること。

三、地域経済の發展と諸立地条件の整備を妨げる地方行政機構の改革、中央行政と地方行政間の統一をはかるため次の諸措置を要望する。

- (1) 現行府県制度を廢止し、地域経済圏に即応する広域行政機構を設けること。
- (2) 現行の中央出先機関は、広域行政機構に吸収して地域的集中を図り、地域経済振興の一体的運営に資すること。
- (3) 貿易関係行政事務の簡易化とその機関の関西地域への進出を促進すること。
- (4) 現段階においては、広域（府県を越える）行政のために、関係地方自治体、中央行政機構、経済人を以て連絡協議会（関西経済開発に関する審議会）を設ける必要がある。

政府と企業との関係（中間報告）

（三二・一二・六）

経済同友会昭和32年度全国会員大会 於東京

日本経済はいまや政府が専ら経済発展に指導的役割を果たした時代を終え、私企業がその主役を演ずべき時期に際会している。もとより経済がますます複雑化しつつある今日、政府はアダム・スミス時代の如く、単に夜警国家的機能を営むだけに止まるわけにはゆかぬが、今後は企業が政府と合理的、近代的な補完関係を保ちながら、その創意と独自性を一段と発揮しなければ、健全な経済発展は期し難いと考ええる。

しかしながらわが国においては、明治以降急速な近代化を図る必要から、政府が積極的に工業化を推進せざるを得なかったため、両者の補完関係がややもすれば政府の干渉、企業の政府依存になりがちな傾向がある。

したがって今後の日本経済発展のためには、私企業の自主性を確立するとともに、政府との間に合理的関係を樹立することが大きな課題であると思ふ。もとより本問題は広くかつ深い研究を必要とするものであり、われわれは引続き具体的事実について一層検討を加えるが、取敢えずここに一応左記を中間報告としたいと考える。

記

一、政府と企業との関係についての基本的原則

諸外国の経験に照してわが国の実体を顧み、われわれは政府と企業との関係はおおよそ次の如き原則にのっとるべきだと考える。

- (1) 経済発展の主体はあくまでも企業である。
- (2) 政府の任務は、この主体が、全体として最も活動し易いように、その結果、日本経済が発展し延いては国民の生活が向上してゆくような環境を整備する。換言すれば企業活動の外枠をつくることである。

- (3) 企業が活動する共通の場合は、例外はあるが、原則として経済法則が貫かれることが必要である。そしてこの場合経済法則とは、主として価格法則だということができるであらう。

- (4) この共通の場合では、企業の自己責任が貫かれることが大切である。

一、企業と経営者のあり方

企業はいまや国民経済の公器である。国の富、国民の使用する物資とサービスは大部分企業によって提供され、国民経済を支えるものとなっている。したがって経済を強化、発展させてゆくためには企業の健全な成長を図らねばならぬが、同時にそれを預る経営者はその社会的責任を自覚し、実践することが必要である。このため企業経営に当って、経営者は当面次の如き態度をもって臨むべきである。

(1) 自己責任原則の厳守

私企業が能率をあげ、その高能率を通じて社会に貢献するのは、あらゆる面に創意を発揮するからである。そしてこの創意は、他から掣肘されぬと同時に、功罪ともに自らが負うという、自己責任の原則が貫かれるという条件の下でなければ生れてこない。しかしながらわが国においては、ややもすれば自己責任を回避する傾向が強い。われわれは、自己責任の原則が貫かれるきびしい環境の下に、みずから進んで身をおくように努めなければならない。

(2) 資本蓄積の増大

現在におけるわが国企業の大きな弱点の一つは資本の蓄積が少く、したがって自己資本の比率もきわめて低いことである。もとより政

府としては、企業が資本を蓄積し易いような、また蓄積せざるを得ないような条件をつくる必要がある。しかしその責任は企業にあり、企業はみずからの努力によって、自己資本の蓄積に全力をつくさなければならぬ。もちろん企業としては、消費者や従業員、株主に報いることも必要ではあろう。しかしそれも、自己資本の蓄積を通じて報いる方法を講ずべきである。

(3) 業界協力態勢の樹立

企業はあくまでも競争を通じて生き抜かねばならない。これは自己責任の原則上当然である。しかしながらいわゆる過当競争は排除される必要がある。経営者は互に相戒め協力して自己の企業、延いては国民経済を弱めるような競争は自らこれを避けるよう努力すべきと考える。

一、政府の在り方

(1) 政府の役割とその限界

近年政府のなすべき経済的機能がますます多くなっていることは当然の成行きであり、われわれもこれを決して否定するものではない。しかしながら経済発展の原動力はあくまでも企業にあり、またこれにもたせなければならず、政府は、企業の創造的機能を十分に發揮せしむるよう配慮すべきである。かくて、今日政府の行う役割は原則として次の諸点に限るべきと考える。

(イ) 経済の安全を保障するための外的条件の設定

これは昔からあった夜警国家の役割であり、今日ではその機能が分化され、組織も複雑になるというだけである。すべての部門に亘る秩序の維持や、取引の安全を保障する等の機能は、みなこの仕事に属する。

(ロ) 国が望ましいと思う方向へ経済を誘導する外的条件の設定

景気の行過ぎや後退に対して金融、財政、その他間接的な方法で

適当な処置を講じて景気を調節し、経済成長を高めることや輸出振興のための各種措置等はその代表的機能である。

(ハ) 国民経済の採算には乗るが、個別企業としてはやり難い仕事を政府みずから行うこと

道路、港湾、治水、あるいは原子力を使うある種の産業等がそれである。ただしこれは国民経済全体として計算すれば必ずプラスとなるものに限ることが必要である。

(ニ) 経済界に対するサービスの提供

たとえば技術研究所（とくに基礎的な部分を政府が担当する）や技術教育、各方面の調査や統計、経済分析と経済観測、等である。

なお以上四つに対しては経済効果に重点をおき、その他の効果は別に考慮して、後から計算に加えるという態度をとるべきと考える。

(ホ) 社会政策の実施

経済の安定的成長を図ることが経済政策の目的であるが、国全体としてみるとこれだけではすまされない。平均がいくら伸びても、一部に弱い社会層があつてそこが犠牲になっていることは、社会公正の立場から許されないからである。政府はこれに対して十分なる措置を講じ、社会的公平を図らねばならない。

(2) 政府の経済誘導の実施方法

わが国においては、経済発展の歴史的関係から、由来政府の干渉が強いところに、加えて戦中、戦後の経済統制による情性が今日なお続いており、この弊風を打破するには、政府の経済機能の原則の確立と並んでその実施方法についての明確化が必要である。われわれはこの際、政府は次の如き方針と態度とをもって経済の誘導に当るべきと考える。

(イ) 経済調整の仕方

1 財政について

昭和三十二年度経済同友会通常総会決議（国家予算に対する見解、

經濟變動に對処する財政金融調整措置について）を考慮すべきである。

2 租税について

租税はもちろんそれ自体の秩序と方式をもつものであるが、同時にそれは經濟誘導の用具でもある。しかるに現行税制は企業の自己資本の蓄積、經濟調整等に対し十分な役割を果し得ない状態にある。よつてこの際政府は税制について根本的に再検討を加えるべきである。

3 金融政策について

金融政策については、自動調節作用を活用することが必要である。

(ロ) 政府の企業に對する介入の仕方

政府は經濟誘導の必要上設けた外的条件を個々の企業に適用するに當つては、その役割と限界を明確に規定し、それ以外の行為は行わぬようにしなければならぬ。このため各種法的規制を再検討、再整理するとともに法的根拠のない行政指導は嚴にこれを排除すべきと考える。

(ハ) 政府の行うべき事業

第一に政府の行う事業といつても長期的にみて國民經濟の採算にのることが必要である。もちろん採算にのらぬことで大切な仕事もある。しかしそれは經濟以外の目的を持つてゐるのでなければならぬ。第二にこれ等の仕事は、そのままでは企業の採算にのらぬが少し補助をするか、あるいは部分的にかは、企業ベースに乗るものも少くない。これに乗るものがあれば（もしくは低金利その他の補助を加味することも考える）、なるべくそれに行わせることが必要である。第三に一部の人のために國民の税金を使うことは妥当ではないから、政府の仕事は可能な限り、受益者負担の思想を貫くべきである。

(ニ) 社会政策費の調達

今日社会政策は、國家のなすべき重要な任務の一つである。しかしそれは經濟を無視して無制限に行うことは許されない。このため、たとえば社会政策の財源捻出に當つて經濟發展の基本になる蓄積を害さないように、累進的奢侈税を筆頭とする間接税を考慮すべきと考える。

日本經濟の矛盾の解明とその対策

(三三・六・七)

第16回関西經濟同友会大会決議 於徳島

(一) 問題の提起

われわれは日本經濟の正常な發展を達成することを目標とし、そのために本年度は「日本經濟の矛盾の解明とその対策」を問題としてとりあげ、従来の經濟政策の総合的な批判、検討を行い、真に日本經濟の現実に即した政策はいかなるものであるかを明らかにしたい。

日本經濟には戦後において特に著しい矛盾が見られるが、これは景氣變動の波によるもの、人口と資源のアンバランスによるものなどの一般的要因からくる面も大きいだろうが、しかし、その困難を克服し、改善し、制御する面において戦後の經濟政策に欠けるところも多く、また經濟道徳の衰退、國家、企業、個人の經濟活動における非合理性、非公共性に基くものも否定しえない。その意味で日本經濟の安定的發展を阻害するものとして、(1)政治と經濟の乖離、(2)經濟の実態と理論の乖離、(3)諸政策の不調和ないし歪みなどの諸点を指摘したい。